

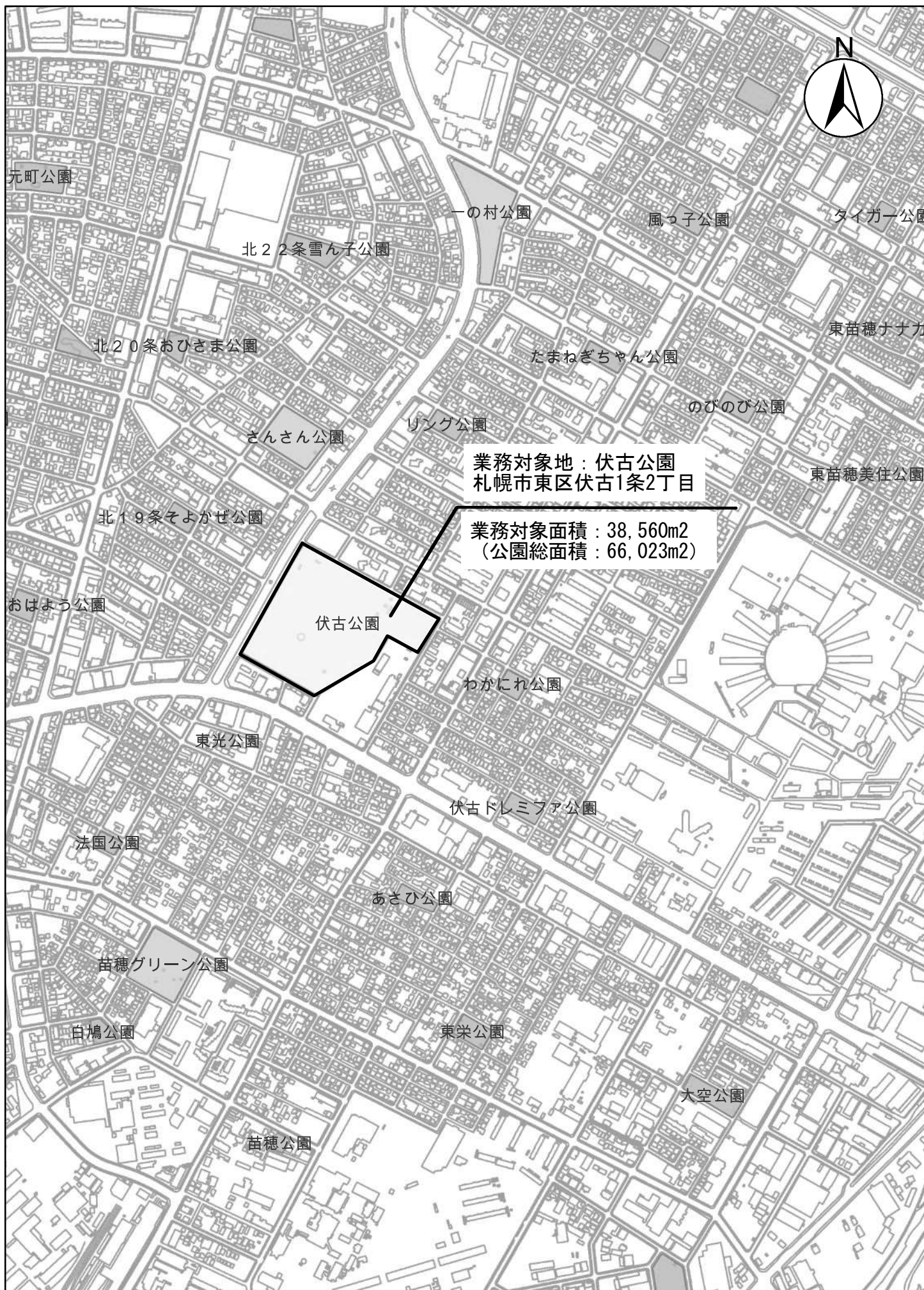
令和 4 年 度

業務設計書（公示用）

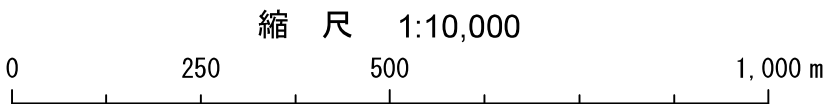
業務名： 伏古公園施設改修検討業務

令和 4 年 5 月 単価適用

東区 土木部 維持管理課 公園緑化係



位置図



()	業務名	伏古公園施設改修検討業務
-----	-----	--------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要 業務対象面積：38,560m²（公園面積：66,023m²）
 【測量業務】路線測量一式 用地測量一式
 【設計業務】計画検討業務一式 打合せ一式 住民説明一式

2. 場所 札幌市東区伏古1条2丁目

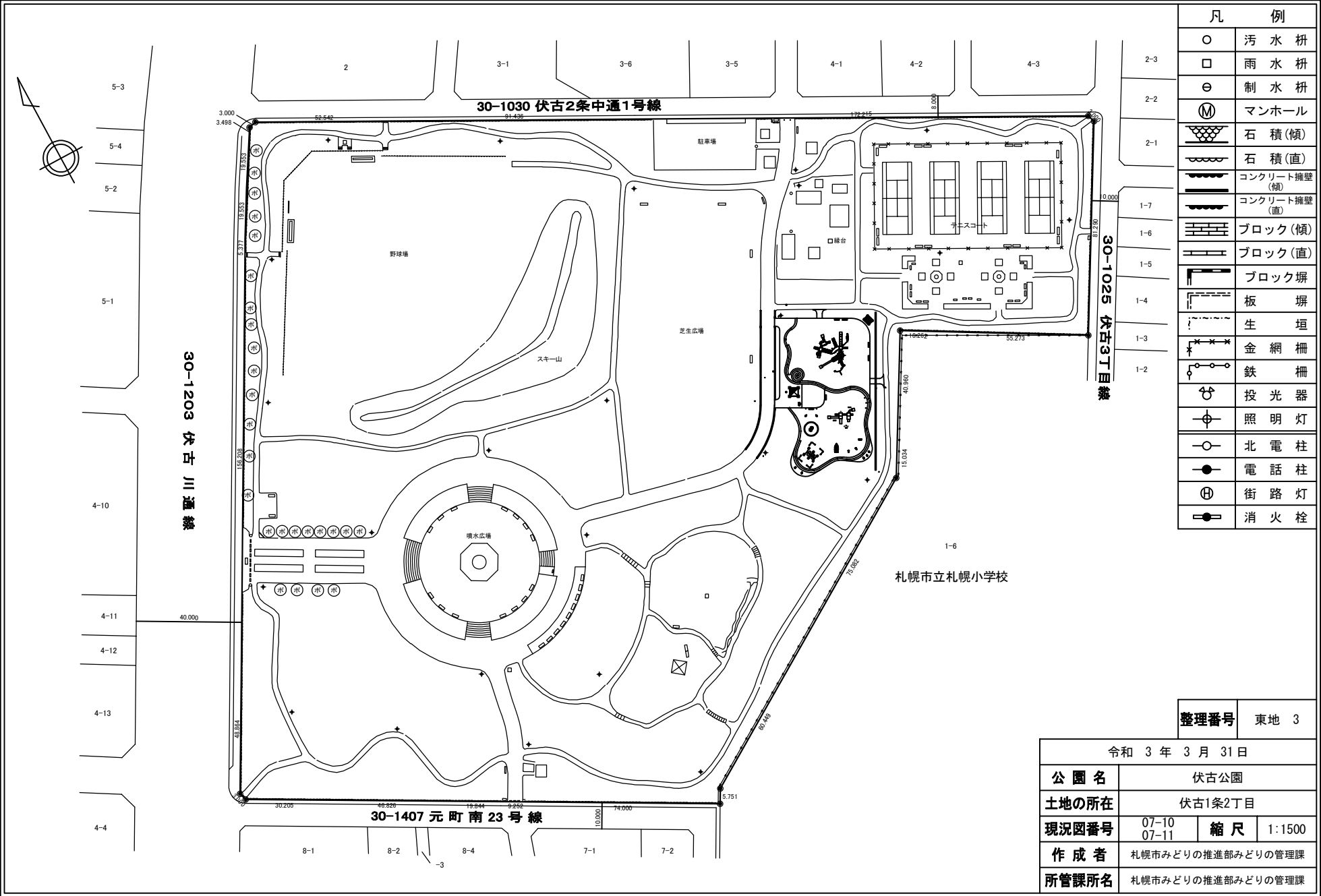
3. 期間 契約書に示す着手日から令和5年1月23日までとする。

4. 図面 別添のとおり（図面2枚）

5. 仕様書 別添特記仕様書のとおり。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

都市公園台帳現況平面図

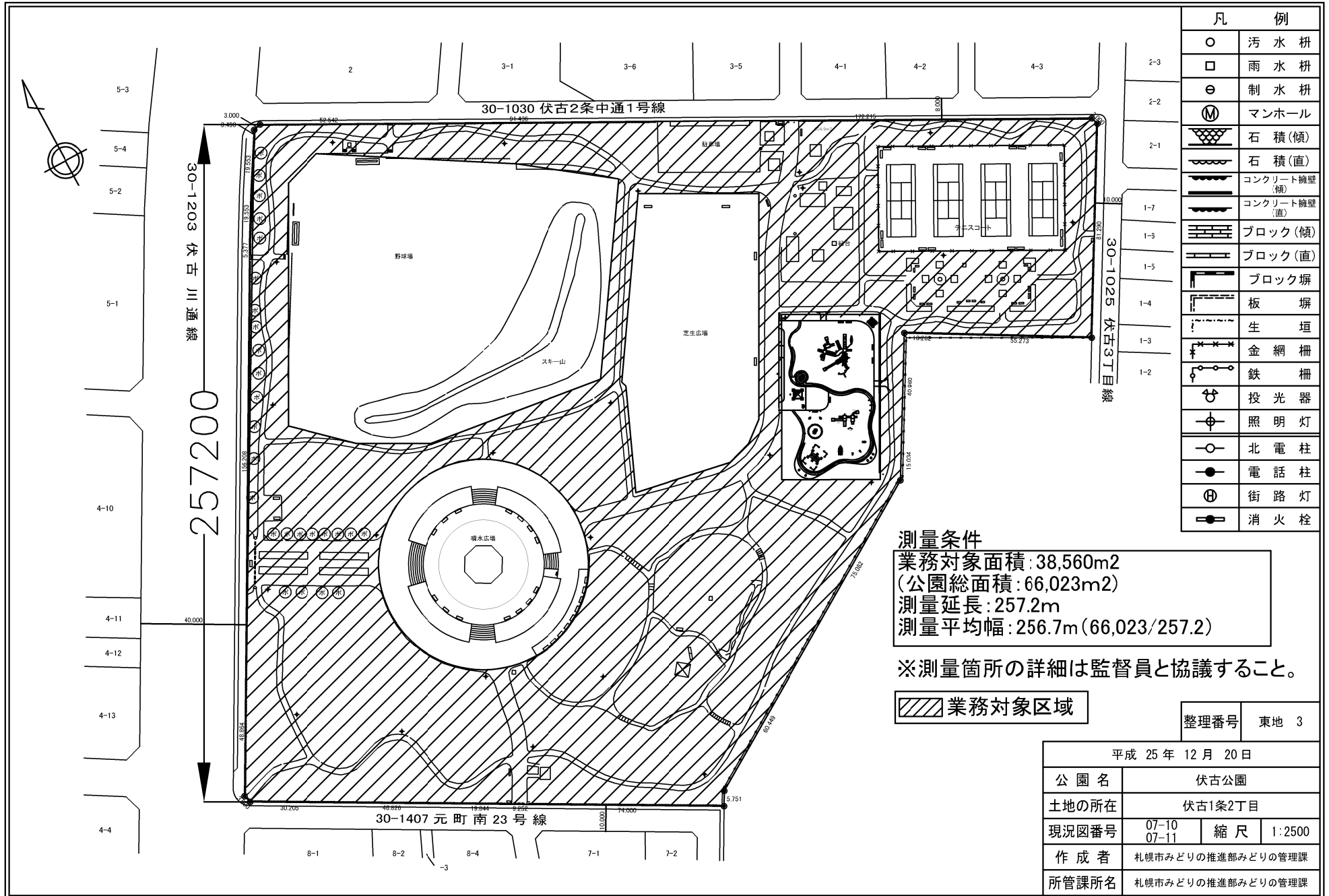


凡 例	
○	汚 水 枡
□	雨 水 枡
⊖	制 水 枡
Ⓜ	マンホール
石 積 (傾)	
石 積 (直)	
コンクリート擁壁 (傾)	
コンクリート擁壁 (直)	
ブロック (傾)	
ブロック (直)	
ブロック塀	
板 塀	
生 垣	
金 網 柵	
鉄 柵	
投 光 器	
照 明 灯	
北 電 柱	
電 話 柱	
街 路 灯	
消 火 栓	

整理番号	東地 3
------	------

令和 3 年 3 月 31 日			
公 園 名	伏古公園		
土地の所在	伏古1条2丁目		
現況図番号	07-10 07-11	縮 尺	1:1500
作 成 者	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		
所管課所名	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		

都市公園台帳現況平面図



伏古公園施設改修検討業務 特記仕様書

1 業務の目的

伏古公園は、遊具広場や噴水広場のほか野球場やテニスコート等があり、広く市民に親しまれている一方で、開設から 40 年余りが経過し、施設の老朽化や遊具の安全基準等の各種基準への未対応といった問題が生じている。

そこで、令和元年度に札幌市公園施設長寿命化計画に基づく「伏古公園施設改修計画(以下「改修計画」)」を策定し、老朽化に伴う施設更新を基本とした整備を進めていく方向性を定めた。すでに遊具広場は再整備工事が完了し、噴水広場は令和 3 年度に建設局みどりの推進部にて実施設計を行い、令和 4 年度以降 2 ヶ年にわたり円形の園路と藤棚を含めて施工予定である。改修計画の最終段階である園路やメインエントランス、公園照明灯等の公園施設の改修に着手するにあたっては、既に整備済みの区域を一体的に考えて既存施設の問題点を洗い出す必要がある。

本業務は上記方向性を踏まえ、各施設の改修を進めていくうえでの問題点や必要となる条件を明らかにし、今後の施設改修計画の詳細を具体化することを目的とする。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、札幌市土木設計業務共通仕様書による定義を準用するほか、次に掲げる用語は、以下の定義による。

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員を指す。
- (2) 主任技術者とは、業務の的確な履行を確保するため、業務の技術上の管理を行うほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

3 仕様書

本業務の仕様は、本特記仕様書のほか、札幌市土木設計業務共通仕様書、公園緑地工事設計要領(札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課備付)、公園緑地事業実務要領(北海道建設部まちづくり局都市環境課発行)、その他業務に必要な関係仕様書及び指針等による。なお、上記仕様書に定めのない事項が発生した場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和 5 年 1 月 23 日(月)まで

5 対象範囲

伏古公園（札幌市東区伏古 1 条 2 丁目）のうち、園路、メインエントランス、公園照明灯、駐車場、テニスコート前休憩広場（以下、休憩広場）、受付棟・倉庫および外構を対象とする。（別添対象区域図参照）なお、遊具広場、噴水広場、野球場、テニスコート、芝生広場は対象に含まないが、対象区域の施設と相互に関連性のある事項が発生した場合は、その事項についても検討すること。

6 業務内容

（1）与条件の細部検討

「改修計画」、測量調査成果、現地踏査、貸与資料等により対象となる施設改修を検討するうえで必要となる委託者の考え方等の与条件を確認し整理する。

（2）諸施設の検討及び設定

上記の条件を踏まえ、改修対象となる施設の諸元、規模、構造等を検討する。検討にあたっては、建設コストの縮減、維持管理コストの低減並びに施設の長寿命化対策を必ず検討し、検討結果を施設ごとに取りまとめること。改修対象は下記のとおりとする。

ア 園路、メインエントランス

既存の利用状況を踏まえたうえで各種法令及び基準に適合した移動等円滑化園路及び管理用園路を検討すること。

公園全体の利用状況から各園路の必要性（廃止含め）と舗装化、バリアフリー化について検討すること。

エントランスは、既存の並木を生かした憩いの場としての整備を基本とする。

なお、これらに近接する既存樹木については根上りや樹木の老朽化、死角を作っていること等から必要性についてあわせて整理すること。

イ 照明灯

現状の設置状況を確認したうえで電圧降下計算等の必要な計算を行い、配電設備設置計画（電気引込、分電盤等）、公園灯配置計画（照度分布等）等その他必要な電気設備について検討すること。

既存照明灯は灯具をすべて LED に交換し、照明柱は再利用することを基本とする。（老朽化が激しい場合を除く）照度については公園全体を一律に明るく照らすのではなく利用状況に合わせた照度分布を検討すること。

ウ 駐車場（面積：約 770m²）

通常の公園開放において必要な駐車スペース、台数を検討し、改修内容を検討する。

現在の駐車場は平成 27 年度に西側へ拡張しているが、特に週末の混雑時には公園周辺に路上駐車をしている車が多発する状態にある。既存ゲートや石積は老朽化が進んでいる。拡張エリアには車止が置かれており、園路への擦り付け面は簡易的な補修にとどまっていた常設された駐車場としての整備が不十分であると考ええる。

そのため、利用状況調査、設計要領等に示す駐車場台数の算定式等により、今後必要となる駐車台数を算定したうえで、隣接施設に影響を与えない範囲で可能な限り台数を確保できるように検討すること。その際にはバリアフリーについてもあわせて検討すること。今後噴水広場の整備により利用者は増加すると考えられるため噴水稼働時期の利用状況を見据えた整理を行い、臨時駐車場の必要性についてもあわせて検討すること。

エ 休憩広場（面積：約 2,460m²）

利用者が少なく、暗く鬱蒼とした本広場の活用方法を見直した改修内容を検討する。

既存施設や樹木の老朽化が進んでいることから、現在の利用状況を確認したうえでオープンスペースとしての機能（ダスト広場等）を持ち合わせた休憩広場として新たな活用方法を検討すること。また、前項に記載する臨時駐車場としての活用や次項に記載する受付棟・倉庫の配置や既設遊具広場等との取り合い、周辺道路からの動線等についても考慮すること。

オ 受付棟・倉庫および外構（面積：約 1,564m²）

老朽化した受付棟・倉庫の改修及び配置、外構を見直した改修内容を検討する。

現在の利用状況を確認したうえで、分散している管理機能・倉庫機能を整理集約し、必要となる機能（建物用途）、平面計画（作業面積、備品管理の倉庫面積、作業動線、出入口、開口部、ヤード）、必要備品（造作家具、ユニット類（カウンター、作業台、棚、保管器具等））、建築物内外の意匠等含め総合的に検討すること。

対象区域は用途地域が第二種中高層住居専用地域であり、受付棟・倉庫の改修に際して、関連する建築関係法令の制限内容を確認したうえで、都市局建築指導部等と必要な手続きについて協議・調整し、今後の手続き手順が明確となるよう整理すること。

建物配置は、周辺施設との動線（特にテニスコート）を考慮して見直すこと。そのために先述の休憩広場との取り合いや配置については両区域を一体的に考えること。

カ 雨水污水排水計画

各施設の改修に伴い、改修区域雨水污水排水改修計画を検討する。施工期間が複数年に渡る場合、排出先の振替方法や順序を十分検討すること。

雨水・污水排水設備は現状の設置状況を踏まえ、既存施設を活用することを基本とする。下水道河川局にて対象地の排水区域を確認したうえで雨水流出量の計算等必要な検討を行うこと。また、浸透枥による雨水流出抑制については現存雨水貯留施設の処理能力と合わせて下水道河川局等と十分協議検討すること。なお、対象区域に公共污水枥が設置されていない場合には、公共污水枥の設置位置を下水道河川局と協議検討すること。

(3) 改修計画図の作成

前項までの検討結果を踏まえ、主に以下の事項について、改修計画図の作成を行う。

改修計画平面図、造成断面図、施設平面図、設備平面図（雨水排水、污水排水設備、給水設備、電気設備）、各種詳細図、受付棟・倉庫については立面図、側面図、間取り図、その他必要な図面を作成すること。なおこれらの図面は翌年度以降に発注される実施設業務の基礎資料となるものであることについて留意すること。

(4) 工区及び改修順序の設定、改修年次計画の作成

各施設の改修計画に基づき改修年次計画を作成する。施工の手戻りがなく、また、工区ごとのインフラ設備の供給元・排出先の振替順序に留意して検討すること。

(5) 概算工事費の算出

改修計画図に基づき、工区及び年次毎の概算工事費を算出する。

各施設の工事費算出にあたっては、積算方法・歩掛根拠等について明記すること。

(6) 打合せ協議

打合せは業務着手時、中間打合せ 2 回、成果品納入時の計 4 回以上とし、すべてに主任設計者が出席すること。

業務遂行の過程で担当職員及び関係機関との打合せや協議を行った際は、打合せ終了後ただちに打合せ簿を作成し、担当職員に提出すること。なお、打合せ簿が必要な打合せは対面による打合せの他、電子メールや電話での打合せ、及び担当職員からの指示事項等も含むものとする。打合せ簿の様式は、札幌市土木設計業務共通仕様書様式第 1-2 号を使用すること。各打合せ簿には、打合せ参加者の署名、捺印により協議簿の有効性を確保するものとする。

(7) 測量

本業務における資料とするため、設計図書に記載の測量を行う。対象区域は設計図書のとおりにしたが、各施設の改修に必要となる箇所について漏れの無いように測量を行うこと。施設改修の際に支障となる樹木に関しては植栽位置を調査し、取りまとめること。そのために、測量箇所の詳細については着手時に担当職員と協議すること。作業に当たっては、「札幌市公共測量仕様書」及び「札幌市公共測量作業要領」に従い作業をおこなうこと。

(8) 住民説明

本業務における成果の周知については連合町内会の役員会等における報告やニュースレターの配布をもって行うことを予定している。なお住民説明会の開催については予定していないが、既存施設に対して大幅に用途・機能の変更が生じる場合には地域合意の形成に向けた住民説明会等の有無に関して担当職員と協議すること。

7 提出成果品

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品の運用については、札幌市工事管理室制定の「電子納品に関する手引き【土木業務編】」によることとする。ただし、本仕様書記載の内容を優先するほか、同手引きによらない場合は担当職員と協議の上定めるものとする。

[成果品一覧]

(1) 改修計画検討報告書

業務概要、各種検討結果を取りまとめること。

(2) 改修計画図

公園緑地工事設計要領（札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課備付）に基づき作成する。図面の電子データは DWG を基本とする。

(3) 概算工事費

参考見積書を徴収した場合は、原本を提出すること。

(4) 工区割り及び改修年次計画

(5) 各種計算書

計算式等の出典元及び、その計算過程も明記すること。

(6) 打合せ簿

(7) 情報収集結果

業務遂行過程で収集した資料（伏古公園で撮影した写真データを含む）

(8) 検討に用いた根拠資料

(9) その他必要な資料

8 主任技術者について

- (1) 本業務の主任技術者は、①のいずれかの資格保有者、または②に該当するものを配置すること。

ア 資格保有者

- ・技術士（技術部門：建設部門もしくは総合技術監理部門）
- ・RCCM（登録技術部門：造園もしくは都市計画および地方計画）

イ 実務経験者

本業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で委託者が承諾した者。

- ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学卒業者にあつては、造園部門の建設コンサルタント等業務について 13 年以上の実務経験を有する者
 - ・学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、造園部門の建設コンサルタント等業務について 15 年以上の実務経験を有する者
 - ・学校教育法による高等学校卒業者にあつては、造園部門の建設コンサルタント等業務について 17 年以上の実務経験を有する者
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、速やかに主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知し承諾を得ること。その者を変更したときも、同様とする。

9 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

受託者は、担当職員から資料の提供を受けた場合、又は業務遂行上知りえた個人情報等については、「札幌市土木設計業務共通仕様書 1-30 守秘義務」及び「同仕様書 1-48 個人情報の取扱い」に基づき該当する情報の管理を適切に行うこと。

10 貸与資料

本市からは、下記資料の提供を予定している。

昭和 52～56 年度 伏古公園造成工事 竣工図

昭和 55～56 年度 伏古公園受付棟新築工事 竣工図

平成 13 年度 伏古公園流域貯留施設整備工事・附帯工事 竣工図

令和元年度 伏古公園遊戯広場等再整備実施設計 業務報告書

令和 2 年度 伏古公園施設改修工事（遊具広場） 竣工図

令和 2 年度 伏古公園噴水広場改修基本設計 業務報告書

令和 3 年度 伏古公園噴水広場改修実施設計 業務報告書

11 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、速やかに業務計画書を提出し担当職員の承諾を得ること。業務計画書は、「札幌市土木設計業務共通仕様書 1-12 設計業務計画書」と同様とする。

（２） 当該業務に関する著作権等の知的所有権は、すべて発注者である本市に帰属するものとする。

（３） 札幌市では、「札幌市環境方針」（令和３年４月）の中で、「事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減する。」と定めている。この趣旨を踏まえ、本業務の執行にあたっては、外業、内業、使用する用品等業務に係る全過程において、環境負荷低減に努めること。

条 件 明 示 書

1. 測量業務補正係数

表. 伏古公園補正係数

項 目	適用変化率	備 考
地域による分類	耕地	公園内での作業のため
地形による分類	平地	
交 通 量	12時間当たり 0-1000 台	公園内での作業のため
曲 線 数	0	
測 量 幅	250m以上～300m未満	
測 点 間 隔	10m	

※冬期労務費補正: 無

2. 旅費交通費

測量業務に係る「打合せ、関係機関協議」は、計画検討業務と同時に行うことを想定している。
 そのため、測量業務における旅費交通費は計上せず、計画検討業務における「打合せ、関係機関協議、
 現地作業(現地踏査、点検等含む)」に係る旅費交通費に含むものとする。

業務対象区域図

【駐車場】約770m²

- ・既に拡張済みだが現在でも週末に混雑し、路上駐車が見られる。
- ・今後整備が進むとさらに利用者の増加が考えられる。
- ・拡張済の部分の整備が中途半端である。



【管理事務所および外構】約1,564m²

- ・事務所、倉庫ともに老朽化が進んでいる。
- ・各施設との動線が悪い。



【休憩広場】約2,460m²

- ・樹木が鬱蒼としていて薄暗い。
- ・日中は利用者が少ない。
- ・夜間は不良行為が多いエリア。



【メインエントランス】

- ・園名石があり、造成当初は公園のメインだったことがうかがえる。
- ・樹木が多く自然を感じられるが鬱蒼とし視界を遮る樹木も多い。



【園路・散策路、園内インフラ設備】

- ・ウォーキングコースとしての利用が盛んだが全体的に根上りしている。
- ・排水施設が機能しておらず、表面排水が公園入口から園外に流出している。
- ・園内が全体的に暗い

